

第 7 回
石狩市地域防災計画・水防計画
改訂検討委員会
議 事 次 第

日 時：平成 24 年 9 月 28 日（木）15：00～17：00
場 所：石狩市役所 4 階 401・402 会議室

1. 開会
2. 委員長挨拶.....15:00～15:05
3. 前回議事録の確認.....15:05～15:15
 - (1) 前回議事の概要
4. グループ別意見交換.....15:15～16:30
 - (1) 情報提供
 - ・ 応急対策
 - ・ 避難所運営
 - (2) グループ別意見公開
5. グループ別意見発表.....16:30～17:00
 - (1) グループ別意見発表
 - (2) 委員長からの総括
6. その他
 - (1) 次回以降の開催予定について
 - ・ 第8回検討委員会 予定 10月19日（金）
7. 閉会

■グループ別意見交換の進め方

【本日の意見交換のテーマ】

◇災害時に応急対策や避難生活を行う上で、市民・地域の準備・留意点

～ 第7回までの検討テーマ(予定) ～

第2回・第3回・第4回

発災時の検討

【第2回】

○避難勧告・指示発令

【第3回】

○情報提供・取得・伝達

【第4回】

○避難行動(各災害の
避難場所・ルート等)

第5回

中間とりまとめ

第2回～第4回の
防災計画の記載イメージ

第6回・第7回

被災時・避難後の検討

【第6回】

○災害時要援護者の
避難支援対策

【第7回】

○**応急対策**

○**避難所運営**

災害時の応急対策

地域（共助）で実施する応急対策の内容

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 消火
- (3) 救出・救護
- (4) 避難所運営

実施上の留意点

◎地域での組織的行動別の目的・基本的活動内容
（迅速かつ適切に遂行すべき活動内容）

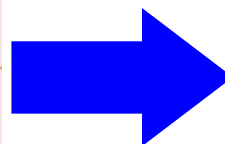
◎各行動の実施体制づくりの基本的考え方
（人員体制、必要な資機材など）

【災害発生時】の個人の行動手順（自助）

大規模地震の場合

状況	自助（個人・家庭）	
時間経過	行動	対策
地震発生 0分～1分 <small>※最初の大きな揺れは1分程度</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 落ち着いて、自分の身を守る ● 身を守ることを優先し火の始末 ● ドアを開け、避難路を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物の耐震診断を受け、問題がある場合には耐震補強を行う ● 家具を固定する。家具の上に物を積まない。特に、寝室は安全なスペースを確保する ● 石油ストーブなど火気器具や危険物の管理・保管に十分注意する
揺れがおさまった 1分～5分	<ul style="list-style-type: none"> ● 火元の確認（早めにガスの元栓を閉め、電気スイッチ・ブレーカーを切る） ● 火災が発生したら初期消火 ● 家族の安全確認 ● ラジオなどで情報確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消火器・水の汲み置き・バケツの準備 ● 防災訓練に参加し、初期消火の方法を身につける ● スリッパ、スニーカーの準備（ガラスによるけが防止）
5分～10分	<ul style="list-style-type: none"> ● 隣近所の安全確認 ● 非常持ち出し品を身近に用意する ● 家屋倒壊の恐れがあれば避難する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常持ち出し品の準備 ● 懐中電灯、携帯ラジオ、バール、ハンマーなど資機材の準備
火災発見 倒壊家屋発見 負傷者発見 10分～数時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災活動に参加する（みんなで消火・救出活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災訓練に参加し、救助方法等を身につける
半日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活必需品は備蓄でまかなう（3日間） ● 協力し合って秩序ある生活 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水、食料等生活必需品の準備（3日分）

石狩市版へ
アレンジ



- ◆ 地震時の自助の見直し
- ◆ 津波発生時の自助の追加

記載の方針

- 自身の身を守り被害拡大を抑止するために、すばやく対処すべき時間経過ごとの適切な行動内容
- これら行動を迅速、適切に行うために日頃から準備・理解しておくべき内容

【災害発生時】の個人の行動手順 (自助)

状況	自助(個人・家庭)	
時間経過	行動	
	地震	津波
地震発生 0分～1分	<ul style="list-style-type: none"> ● 落ち着いて自分の身をまもる。 ● 身を守ることを優先し火の始末 ● ドアを開け、避難路を確保 	
揺れが収まった 1分～5分	<ul style="list-style-type: none"> ● 火元の確認(早めにガスの元栓を閉め、電気のスィッチ・ブレーカーを切る) ● 火災が発生したら初期消火 ● 家族の安全確認 ● ラジオなどで情報確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 沿岸付近にいる場合、周辺の人に声を掛けながら、すぐに高台・高い建物に避難 ● ラジオなどで津波情報の確認
5分～10分	<ul style="list-style-type: none"> ● 隣近所の安全確認 ● 非常持ち出し品を身近に用意 ● 家屋倒壊の恐れがあれば避難 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大津波警報が出ている場合、さらに高い安全な場所に避難を開始する。 ● 救助等のために沿岸部に戻ったりしない。 ● 貴重品や備蓄品を取りに行かず、高い場所へ直接避難する。
火災発見 倒壊家屋発見 負傷者発見 10分～数時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災活動に参加 (みんなで消火・救出活動) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波襲来中は、ラジオ等や安全な高台からの情報収集に努めて、沿岸部に近づかない。 ● 津波警報・注意報が解除されてから避難所へ避難する。
5分～10分	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活必需品は各自の備蓄でまかなう (3日間程度) ● 協力しあって秩序ある生活 	

【災害発生時】の地域の活動

(共助)

(1) 情報の収集及び伝達活動

ポイント: ◎地震発生後の情報収集・伝達活動の時系列の活動手順
(情報収集、とりまとめ、情報報告、情報伝達までの各段階)

- 情報の収集・伝達に関わる各段階の行動手順
- 初動期及び継続的な情報収集活動、情報伝達活動におけるポイント
- 要援護者の安否確認の留意点(前回検討委員会で議論)



情報班を構成し、各地区毎に
情報収集開始

各地区担当より受けた
被害状況をまとめる



出典：自主防災組織活動マニュアル（静岡県）

【災害発生時】の地域の活動

(共助)

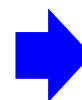
(2) 防火・初期消火活動

ポイント: ◎出火防止活動の方法

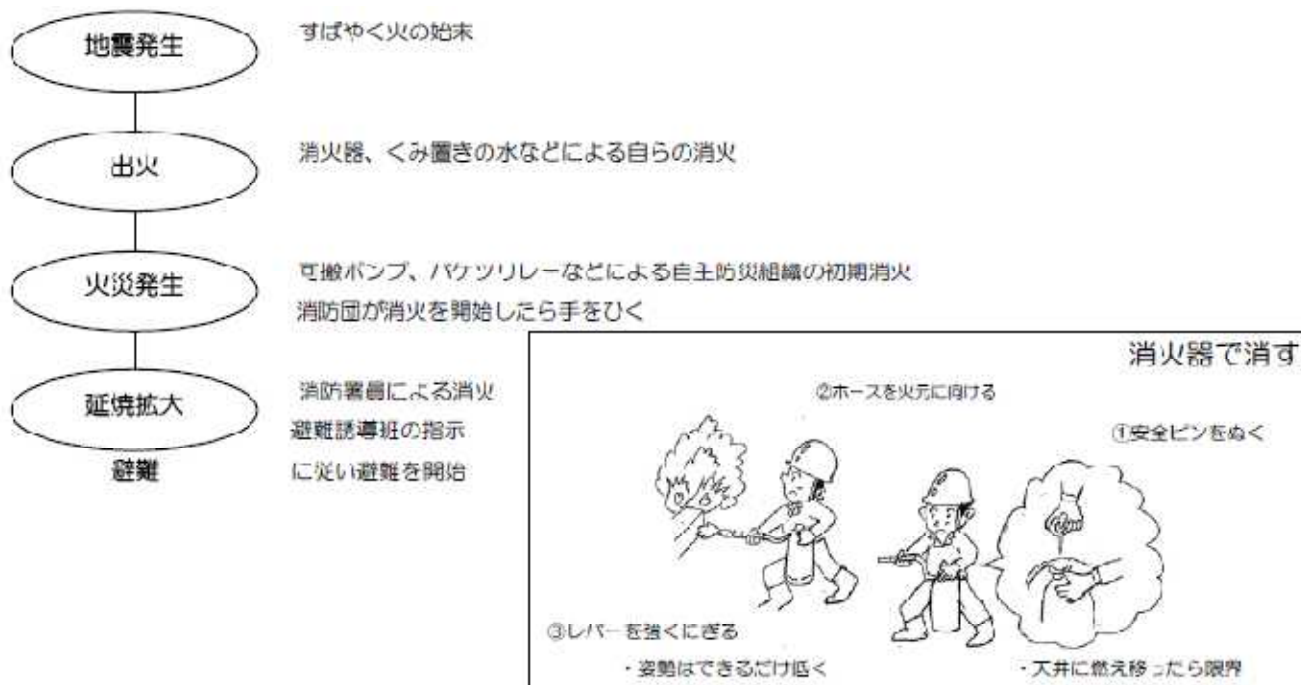
◎火災発見時の消火活動の方法と開始終了の目安(安全な範囲内の活動)

○初期消火活動に関わる行動手順

○活動の危険性の判断基準や消火活動の限界
(自主防災組織の活動終了の判断)



消防で内容を検討



出典：自主防災組織活動マニュアル（静岡県）

【災害発生時】の地域の活動 (共助)

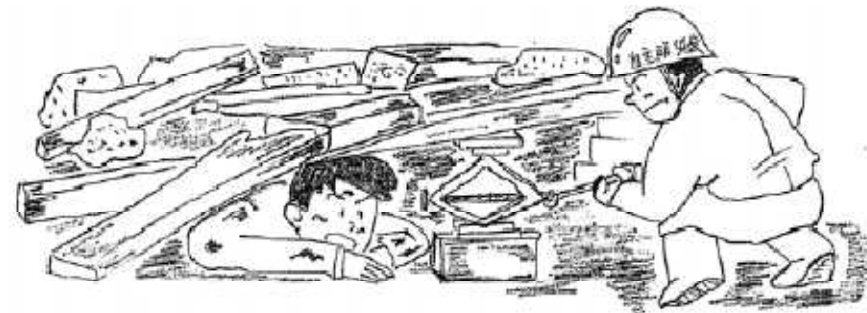
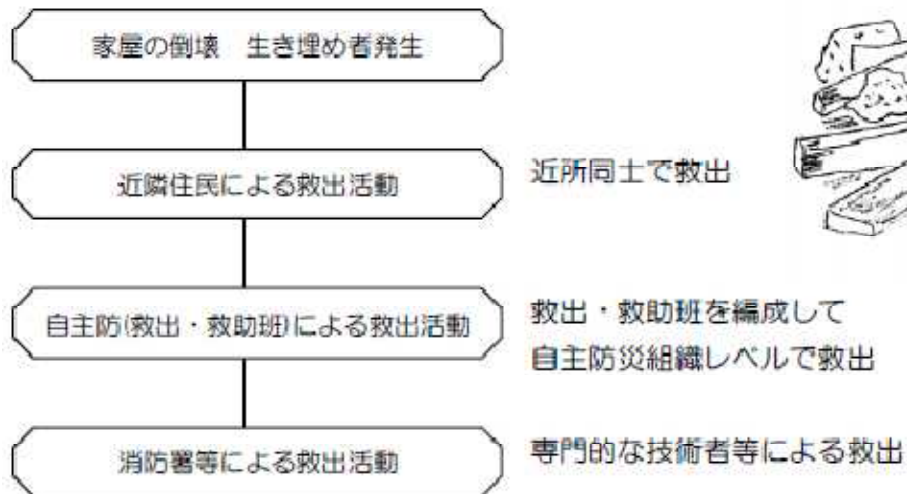
(3) 救出・救護活動

記載内容: ◎安否確認、行方不明者(倒壊家屋の閉じこめ等)の搜索活動の方法
◎被災者の救出方法と開始終了の目安(安全な範囲内の活動)

- 救出救護班を中心とした救出・救護活動の具体的作業内容
- 活動時の安全確保の方法と自主防災組織での活動限界(終了の判断基準)
(安全確保と二次災害の防止)
- 警察消防等へ通報時の注意点



消防で内容を検討



救出作業は危険を伴う場合があります
ので、二次災害に十分注意しましょう。

【避難後】の避難所運営

(共助)

記載内容: ◎避難所での役割分担

◎避難所内の基本的ルール

◎避難所内における災害時要援護者への配慮と支援

○避難所運営本部の組織づくりと市災害対策本部との連携

○避難所運営本部の班構成と役割(活動内容)

(役割や活動内容毎の連絡窓口の明確化)

○避難所や地域が自主的に進めるべき活動

○要援護者に対する施設内での配慮、情報提供等のあり方



避難所運営マニュアルを参考に

避難所で最初にする活動

1. 運営組織づくり・・・本部長1名、副本部長2名を中心に活動を開始

2. 早急に実施する活動

①避難所施設の危険度の点検

②居住組の編制・・・世帯を中心に血縁、地域を考慮して20名程度以下

③避難者の部屋割り・・・災害時要援護者への配慮

④避難者名簿づくり

3. 運営本部の班編制

【避難後】の避難所運営

(共助)

居住組

- ① 避難所内の部屋ごとなど、居住区画に基づいて『居住組』を構成し、組長を選出します。
 - ・ 組長は、組員の人数確認などを行うと同時に、組員の意見をまとめて運営会議へ提出する代表者の役割を担います。
- ② 組長のほかに、居住組ごとに副組長・各活動委員を選出します。
 - ・ 各活動委員は居住組の代表として避難所運営のための諸活動の中心となります。
- ③ 居住組の目安は20人以内です。
 - ・ 一人の組長の目の行き届く範囲を考慮すると、1組の最大人数は20人程度と考えられます。必要に応じて、居住組を細かく分けることも可能です。
- ④ 居住組として当番で行わなければならない仕事には、次のようなものがあります。
 - ・ 公共部分の清掃
 - ・ 炊き出しの実施
 - ・ 生活用水の確保 などこの他にも避難所で定めた当番は、組員が協力して行います。

【避難後】の避難所運営

(共助)

活動班

- ① 避難所内で発注する様々な作業を行うためには、次のような活動班を作ります。
- 避難者管理班 : 名簿管理、問い合わせへの対応、取材への対応、郵便物・宅配便の取次ぎ
 - 情報班 : 避難所外情報収集、避難所外向け情報発信、避難所内向け情報発信
 - 物資・食糧班 : 食糧・物資の調達、食糧・物資の管理・配給、炊き出し
 - 施設管理班 : 危険箇所対応、防火・防犯
 - 衛生・保健班 : 衛生管理、ゴミ、風呂、トイレ、清掃、ペット、医療・介護活動、生活用水の管理
 - 総務・ボランティア班 : ボランティアの受入管理
運営本部会議の事務局、記録、生活ルール作成、その他

■グループ別意見交換会での議題

◇被災後に地域で応急対策(防災活動)を実施する場合の留意点について

1. 応急対策を実施する上で、事前に必要な準備
2. 避難所を運営する上で、
 - (1) 市の計画で予め決めて置くべき事項
 - (2) 避難所運営組織が決めるべき事項
 - (3) 居住組や活動班の編制上留意すべき事項
 - (4) 災害時要援護者への配慮事項

※『福祉避難所』は病院等への移送先が決まるまでの一次的避難所であり、多くの災害時要援護者が一般の避難所で生活します。